

計画の改定の趣旨・計画期間

- 平成16年3月に「千葉県地域福祉支援計画」を策定し、これまで地域福祉を推進
- 現在の第3次計画が令和2年度で満了していることから、近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応し、地域福祉を一層推進し、地域共生社会の実現を目指すとともに、引き続き市町村を支援していくため、改定を行う。
- 計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間

計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条に基づき、都道府県が策定
- 市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める。
- 「千葉県総合計画」の部門別計画であり、福祉分野の他計画が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

計画の対象者

- 子ども、女性、障害のある人、高齢者、支援や配慮が必要な人など、**全ての県民**



子ども

女性

障害のある人

全ての県民

支援や配慮が必要な人や外国人など

高齢者

若者

働く世代

千葉県地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ図）

千葉県総合計画

地域共生社会の実現

社会福祉法108条により
計画に盛り込むべき事項

千葉県地域福祉支援計画

◆ 市町村の地域福祉推進の支援に関する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉の共通的・横断的な取組
- 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保、資質の向上
- 福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉事業の健全な発達の基盤
- 市町村における包括的な支援体制の整備への支援

連携

連携

連携

- その他個別計画
 - 福祉人材確保・定着推進方針
 - 福祉のまちづくり条例
 - 子どもの貧困対策推進計画
 - 自殺対策推進計画
 - 再犯防止推進計画
 - ホームレス自立支援計画等

- 健康づくり・医療との連携
 - 健康ちば21
 - 保健医療計画

- 他部局の関連計画
 - 千葉県住生活基本計画
 - 千葉県DV防止・被害者支援基本計画
 - 千葉県県民活動推進計画
 - 千葉県青少年総合プラン

高齢者保健福祉計画

障害者計画

子ども・子育て支援プラン

支援

市町村地域福祉計画

地域住民

民生・児童委員

自治会、ボランティア

コミュニティソーシャルワーカー

地域福祉活動団体

事業者

社会福祉法人、学校
NPO、大学、企業等

協働

地域福祉活動計画
(市町村社会福祉協議会)

支援

連携

連携

千葉県社会福祉協議会
行動計画

第四次千葉県地域福祉支援計画の骨子案の策定に当たって

骨子案の策定に当たっての基本的な考え方

第4次計画については、第3次計画の継続すべき点は継続しつつ、地域を取り巻く社会情勢の現状と展望も踏まえ、10年先も安心して地域で暮らし続けることができる地域づくりに役立つ計画とするため、必要な見直しを行う。

第3次計画の継承すべき主な点

- 地域福祉を推進するための施策

子ども、障害のある人、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談等を行う「中核地域生活支援センター」や、「地域福祉フォーラム」(※)の設置等。

※ 民生委員児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の地域福祉の担い手や就労・教育・防災・防犯など福祉以外の各分野の人々が協働し、地域における福祉等のあり方を考えていく組織(議論の場)

- 健康づくり・医療・福祉の連動、地域社会づくりの推進体制の構築、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)をはじめとする地域福祉を支える人材の確保・育成と資質向上、生涯を通じた福祉教育、福祉人材の確保・育成・定着対策、相談支援機能等の確保・充実などに取り組んでいく方向性

- 日常生活圏(自治会・町内会)、小域福祉圏(小中学校区)、基本福祉圏(市町村圏)、広域福祉圏(健康福祉センター圏及び全県域)の4つの圏域のそれぞれの役割の考え方

- 地域福祉を推進していく、「市町村と県の役割」

第四次千葉県地域福祉支援計画の骨子案の見直しに当たって

骨子案の見直しに当たって

- 少子高齢化、人口減少社会、地域のつながりの希薄化や社会的な孤独・孤立化の問題など、地域社会を取り巻く現状が変化している。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで顕在化していなかった課題等がより浮き彫りになった。
- このような課題への解決や社会情勢の変化、第3次計画策定以降の国の動向に対応するため、以下の6項目の観点から課題等を整理し、現状の課題等と第四次計画における対応を精査し、骨子案の見直しを行った。

6項目の観点

- 1 少子高齢化や人口減少社会
- 2 地域における支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
- 4 地域福祉関連制度の動き
- 5 市町村への支援
- 6 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

(平成29年12月12日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」厚生労働省通知)

※ 市町村アンケート結果や県・市町村等の地域福祉推進の取組事例等も考慮した。

骨子案の見直しに当たっての6項目の観点

千葉県地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

1 少子高齢化や人口減少社会

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| (1) 高齢者の増加 | (2) 少子化の進行 | (3) 将来人口の減少 |
|------------|------------|-------------|

2 地域における支援を必要とする方々の状況

- | | | | |
|---|---------------|-------------------|------------------------|
| (1) 要介護(要支援)者の増加 | (2) 認知症高齢者の増加 | (3) 障害者の増加 | (4) 高齢者・障害者・児童等への虐待の増加 |
| (5) 生活困窮者等の増加
(子どもの貧困、ひきこもり・ひとり親世帯等) | (6) 自殺者の状況 | (7) 更生の支援が必要な者の状況 | (8) 外国人の増加 |

3 社会環境の変化

- (1) 家庭や社会構造の変化(世帯の小規模化、高齢単身世帯の増加、雇用環境、働き方の変化等、グローバル化の進展)
- (2) 地域社会の変化(地域や家族で支え合う機能の低下、人間関係の希薄化、コミュニティ機能の低下、都市部と郡部の違い)
- (3) 福祉人材の不足
- (4) 地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化(民生委員等の不足等)
- (5) 地域を支える、福祉サービスを提供する主体の多様化

骨子案の見直しに当たっての6項目の観点

千葉県地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

3 社会環境の変化(続き)

- (6) 先進的な技術の進展(福祉分野でのICTやロボット、SNSの活用等)
- (7) 個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化
(8050問題、ヤングケアラー、孤独・孤立対策、ダブルケア、制度の狭間にいる人や世帯、住宅確保要配慮者等)
- (8) 福祉サービスの質の向上、必要とする福祉サービスの安定供給
- (9) 新たな地域資源・地域社会活動の動き(子ども食堂等、NPO・企業等の取組、SDGsへの関心の高まり)
- (10) 自然災害の頻発・激甚化(災害時要配慮者への支援)
- (11) 暮らしの安全・安心の確保
- (12) 新型コロナウイルス感染症により、拡大した地域課題等

ア 感染症拡大の長期化に伴う 高齢者等の日常生活への影響	イ 経済的困窮世帯等の 増加	ウ 感染者や医療・福祉サービス 従事者等に対する差別や偏見等
エ 地域福祉活動やボランティア活動の自粛	オ 情報格差への対応 (デジタル世代間格差、外国人の言葉の課題)	

4 地域福祉関連制度の動き

改正社会福祉法の反映【地域住民が主体となった地域福祉、包括的な相談支援体制(重層的支援体制整備事業含む)】、困難な問題を抱える女性支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律への対応等

5 市町村への支援

- (1) 地域福祉計画が未策定の市町村の状況等
- (2) 単独の市町村では解決できない地域生活課題

骨子案の見直しに当たっての6項目の観点

千葉県地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

6 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 | <ul style="list-style-type: none">コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制タ 全庁的な体制整備 |
|---|---|
- （※ ア～タの事項は例示）

(2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- ア 市町村に対する支援
- イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
- ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

(3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
 - ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

(4) 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等
 - ・ サービスの質の評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

(5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項

- ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- エ その他必要な事項

(6) その他（都道府県社会福祉協議会の活性化等）

第四次千葉県地域福祉支援計画の策定に関する 市町村アンケート調査の結果の概要

調査対象：県内54市町村(54市町村から回答済)
調査期間：令和4年6月29日(水)～令和4年7月8日(金)

県に重点的、積極的な取り組みを期待する施策等

※ 上位5項目(1市町村当たり最大5項目選択)

No.	県に期待する施策等	回答率
①	複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援	55.6% (30/54)
②	包括的な相談・支援体制の構築・充実	53.7% (29/54)
③	福祉(介護)人材の確保・定着・育成	38.9% (21/54)
④	ボランティアや地域活動に携わる人材及びCSWの支援と養成、地域活動への参加の促進	33.3% (18/54)
⑤	保健・医療・福祉・介護・教育等との連携強化	31.5% (17/54)
⑤	災害時の福祉的支援(要配慮者対策等)の推進	31.5% (17/54)

市町村において地域福祉を進める上での課題

※ 上位5項目(1市町村当たり最大5項目選択)

No.	地域福祉を進める上で課題	回答率
①	地域福祉を推進する担い手の不足・高齢化・固定化、福祉(介護)人材の確保・定着・育成	70.3% (38/54)
②	包括的な相談・支援体制の構築・充実、地域福祉ネットワークの強化	59.3% (32/54)
③	地域における住民相互のつながりや隣近所の関係の希薄化・強化	53.7% (29/54)
④	複合的な課題を抱えた人・制度の狭間にいる人への支援	50.0% (27/54)
⑤	災害時の福祉的支援(要配慮者対策等)の推進	35.2% (19/54)

現状の課題等と骨子案における対応について

第三次計画からの課題等
(平成27年～令和4年度)

第四次計画における対応
(令和5年～令和8年度)

少子化・急速な高齢化 人口減少社会

新型コロナウイルス感染症拡大による影響・顕在化した地域課題

新型コロナウイルス感染症拡大による影響・顕在化した地域課題

- 意識づくりの視点
- 住民主体の地域福祉
 - 家庭や社会の変化（世帯の小規模化等）

- 地域共生社会実現に向けた意識づくり
 - ・ 地域共生の意識の醸成
 - ・ 福祉教育の推進

- 地域づくりの視点
- 地域住民が主体となった地域づくり
 - 地域や家族で支え合う機能の低下
 - 人間関係の希薄化・地域コミュニティ機能の低下
 - 地域を支える主体の多様化、新たな地域資源

- 持続可能な「支え合い・つながる」地域づくり
 - ・ 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援
 - ・ 地域福祉の場、拠点づくりの促進
 - ・ 地域住民等による地域の多様な活動の推進

- 担い手づくりの視点
- 福祉人材の不足
 - 地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化
 - 新たな地域社会活動の動き

- 多様な福祉の担い手づくり
 - ・ 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策
 - ・ 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり
 - ・ 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進

- 基盤づくりの視点
- 個人や世帯が抱える課題等の多様化・複雑化
 - 制度の狭間の課題等への対応
 - 多様なサービス等が連携した支援
 - 福祉サービスの質の向上及び供給体制の確保

- 地域福祉を推進する基盤づくり
 - ・ 包括的な相談支援体制の構築促進
 - ・ すべての県民を守るセーフティネットの構築
 - ・ 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給

- 環境づくりの視点
- 高齢者・障害者・児童等への虐待の増加
 - 成年後見制度の利用低迷、権利擁護の理解促進
 - 自然災害の頻発・激甚化や防犯への対応
 - 先進的な技術の進展（相談・情報窓口の周知）

- 誰一人取り残さない、暮らしやすい環境づくり
 - ・ お互いを認め合う人権を尊重した社会と権利擁護の推進
 - ・ 安全・安心なまちづくりの推進
 - ・ デジタル技術を活用した環境整備

- 市町村支援の視点
- 市町村地域福祉計画の未策定の状況
 - 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題
 - 地域福祉関連制度への対応

- 市町村の自主性・創造性を推進する支援
 - ・ 市町村地域福祉計画の策定等の支援
 - ・ 広域的な市町村支援

骨子案のポイント（主な変更点）

1 骨子案の策定に当たって、6つの観点等から課題等を整理

【6つの観点等】

- 1 少子高齢化や人口減少社会
- 2 地域における支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
- 4 地域福祉関連制度の動き
- 5 市町村への支援
- 6 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

（平成29年12月12日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」厚生労働省通知）

※ 市町村アンケート結果や県・市町村等の地域福祉推進の取組事例等も考慮。

2 「施策の方向性」を「施策の柱」とし、「県が取り組むべき施策」を「基本方策」と変更

- ・ 第3次計画における継承すべき施策等の方向性は継続し、地域を取り巻く社会情勢の現状や展望も踏まえ、上記1を行い、6つの視点から所要の精査を行った。
- ・ 具体的には、「4つの施策の方向性」を「6つの施策の柱」に改め、「14の県が取り組むべき施策」を「16の基本方策」に変更した。

3 新たな計画としての理念と理念（副題）についての検討

第三次計画と骨子案の主な変更点について

第三次計画（中間見直し版）

施策の方向性

県が取り組むべき施策

I 互いに支え合う地域コミュニティの再生

1. 市町村が行う地域福祉施策への支援
2. 地域コミュニティづくり推進への支援
3. 地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援

II 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

1. 福祉教育の推進
2. 福祉人材の確保・育成
3. 高齢者等の地域活動への参画支援
4. 地域活動に取り組む県民への支援

III 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

1. 地域包括ケアシステムの構築促進
2. 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実
3. 地域による子育て支援の充実

IV 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化

1. 総合的な相談支援体制づくり
2. 生活困窮者等に対する総合的な支援
3. 子ども・高齢者・障害のある人等の権利擁護に関する相談等支援
4. 一人ひとりの状況を踏まえた相談等支援

【主な変更点】

第三次計画 (中間見直し版)		骨子案
I 1	→	VI
I 2. 3	→	II
II 1	→	I
II 2~4	→	III
IIIとIV(3除く)	→	IV
IV 3	→	V

第四次計画の骨子案

施策の柱

16の基本方策

I 地域共生社会実現に向けた意識づくり

- 1-1 地域共生の意識の醸成
- 1-2 福祉教育の推進

II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり

- 2-1 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援
- 2-2 地域福祉の場、拠点づくりの促進
- 2-3 地域住民等による地域の多様な活動の推進

III 多様な福祉の担い手づくり

- 3-1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策
- 3-2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり
- 3-3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進

IV 地域福祉を推進する基盤づくり

- 4-1 包括的な相談支援体制の構築促進
- 4-2 すべての県民を守るセーフティネットの構築
- 4-3 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給

V 誰一人取り残さない、暮らしやすい環境づくり

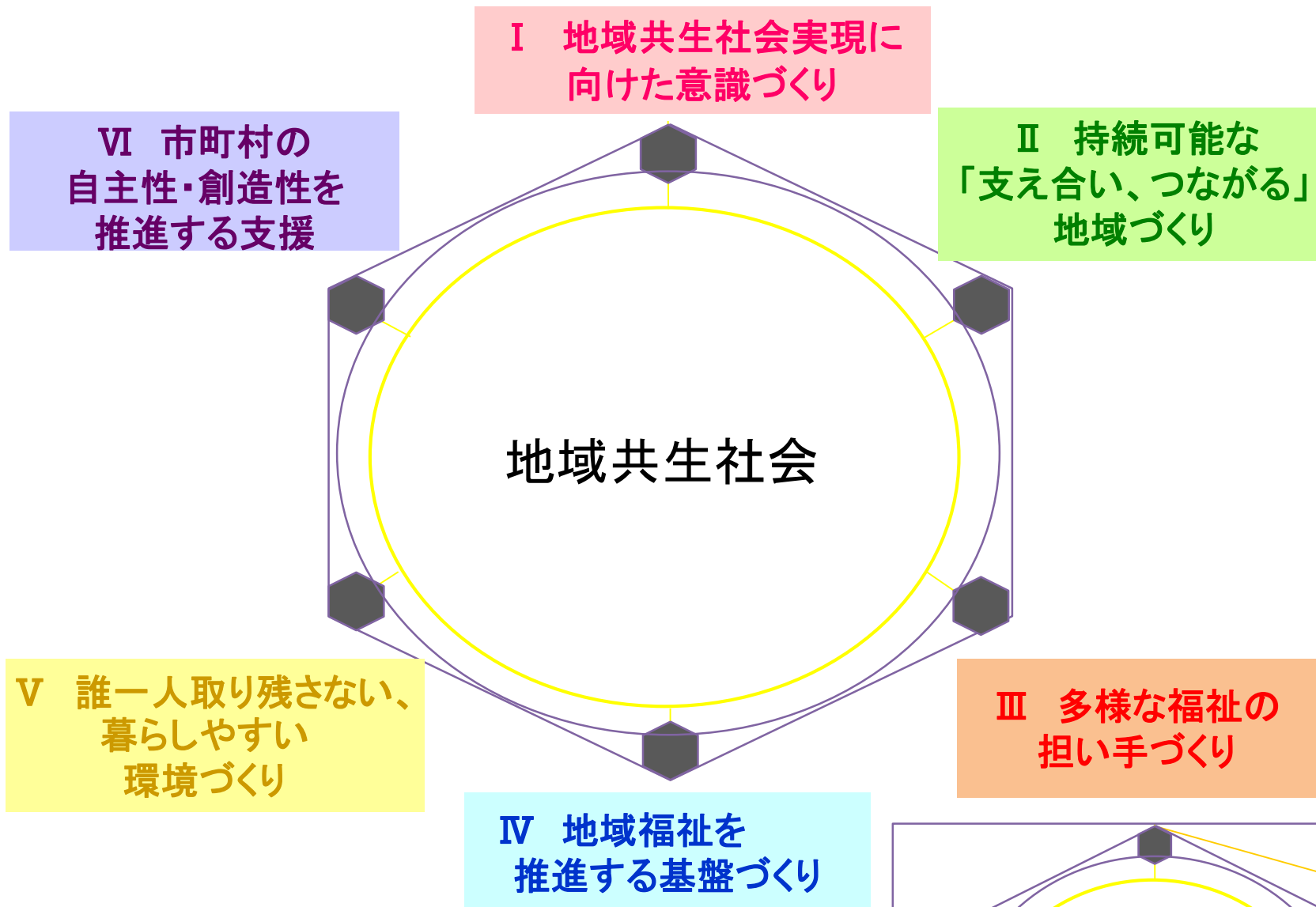
- 5-1 お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進
- 5-2 安全・安心なまちづくりの推進
- 5-3 デジタル技術を活用した環境整備

VI 市町村の自主性・創造性を推進する支援

- 6-1 市町村地域福祉計画の策定等の支援
- 6-2 広域的な市町村支援

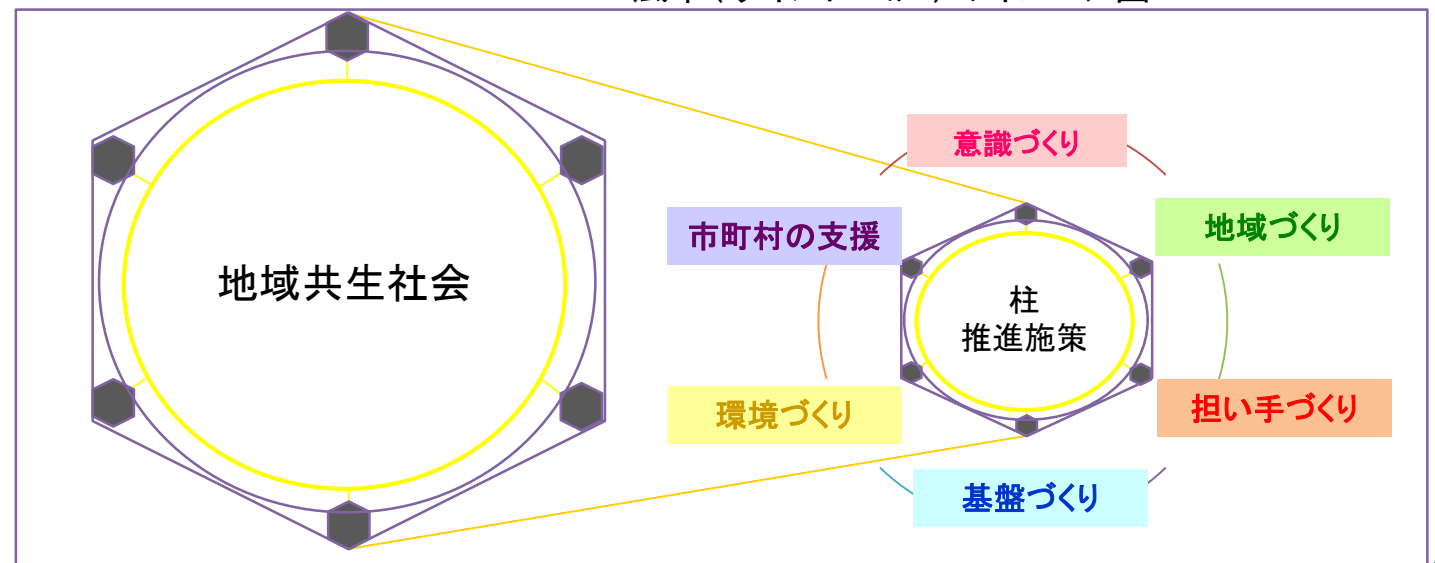
骨子案の6つの柱について

6つの柱のつながりの関係性



6本の柱は、相互につながり連動することで、相乗効果を発揮し、地域共生社会を創りあげていく。

柱・推進施策の連動で地域共生社会を創りあげる風車(ウインド・ミル)のイメージ図



第四次計画の骨子案（内容）について

6つの柱	基本方策	推進施策	主な取組
I 地域共生社会実現に向けた意識づくり	1-1 地域共生の意識の醸成	① 地域共生社会の意識醸成	地域共生社会の普及啓発
	1-2 福祉教育の推進	① 福祉教育を通じた地域共生社会の推進	福祉教育の推進
II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり	2-1 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援	① 誰もが安心して暮らせる、助け合い・見守りの地域づくり	地域における相談・見守り体制の充実／地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援（買い物支援等）／地域における子育て支援の充実／消費者被害防止対策等の推進
		② 新型コロナウイルス感染症等流行時の地域づくり	新型コロナウイルス感染症等流行時における地域福祉活動の再開・継続への支援
	2-2 地域福祉の場、拠点づくりの促進	① 地域コミュニティづくり推進への支援	社会福祉協議会との連携・協働と活動支援／地域福祉フォーラムの設置支援／スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進
		② 地域住民の参加・活動の場、居場所づくり	相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくりの促進／社会資源の創出（子ども食堂・認知症カフェ等）
	2-3 地域住民等による地域の多様な活動の推進	① 地域住民等による地域の多様な活動の推進	地域に関わる様々な主体とのネットワークづくり／住民による主体的な健康づくりの推進／地域経済・地域資源と一体となった地域づくりの推進
		② 社会福祉法人、企業、大学等の地域づくり活動・地域貢献活動との連携推進	地域づくり活動・地域貢献活動の官民協働の促進／社会福祉法人による公益活動の推進
③ 寄附文化の醸成		寄附文化の醸成（共同募金、フードバンク活動への理解促進）	
III 多様な福祉の担い手づくり	3-1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	① 福祉人材の確保・育成・定着対策の推進	県立高校に福祉関係のコース等を設置／福祉人材の確保・育成・定着／千葉県福祉人材センターの運営／介護の未来案内人事業／千葉県介護現場における働き方改革促進事業／外国人介護人材の就業促進
		② 各分野における人材対策の推進	人材の確保体制の整備等（介護人材（高齢者福祉）・障害福祉サービス人材・子供・子育て支援人材の育成研修・確保）

第四次計画の骨子案（内容）について

6つの柱	基本方策	推進施策	主な取組
Ⅲ 多様な福祉の担い手づくり（続き）	3-2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり	① 民生委員・児童委員活動への支援 ② コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実 ③ NPO、ボランティア活動等の地域活動への支援	民生委員・児童委員活動への支援 コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実 NPO、ボランティア活動等の地域活動への支援／千葉県生涯大大学校による地域活動を担う人材の養成等
	3-3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進	① 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進	高齢者、障害者、若者、子育て中の親、企業、社会福祉法人、NPO、学校等幅広い層の参画の促進
Ⅳ 地域福祉を推進する基盤づくり	4-1 包括的な相談支援体制の構築促進	① 包括的な相談支援体制の整備の推進等	包括的な相談支援体制の整備の推進等／地域包括ケアシステムの推進／中核地域生活支援センターの広域化・専門化の促進
		② 重層的支援体制整備構築の支援	重層的支援体制整備構築のための支援
		③ 多様な主体・サービスがつながるネットワークづくり	福祉・保健・医療・介護サービスの一体的な提供の支援
	4-2 すべての県民を守るセーフティネットの構築	① 制度の狭間の課題への対応	孤独・孤立対策の推進／就労に困難を抱える人への横断的支援／制度の狭間の人・陥るリスクのある人への支援（8050問題、ダブルケア・老老介護等）
		② 高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者等の分野横断的な対策の推進	生活困窮者等への自立支援（コロナ禍における生活困窮者支援）／高齢者、障害者（児）、子どもへの総合的な対応の推進／子どもの貧困対策／ヤングケアラーへの支援／がん患者、難病患者等への支援／認知症の人やその家族への支援／総合的な自殺対策の推進／ひきこもりの方等への支援等／外国人住民への相談支援／更生支援の推進／住宅確保要配慮者への支援／犯罪被害者等支援の推進／困難な問題を抱える女性への支援／社会的養護が必要な子どもへの支援／福祉以外の分野との連携
	4-3 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給	① 福祉サービスの質の向上	福祉従事者に対する研修体制の整備等／社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導検査等の実施／福祉サービス第三者評価制度の推進
② 地域に必要な福祉施設・福祉サービスの安定供給		安心して住み続けられる基盤の整備等	

第四次計画の骨子案（内容）について

6つの柱	基本方策	推進施策	主な取組	
V 誰一人取り残さない、暮らしやすい環境づくり	5-1 お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	① 人権を尊重した共生する社会づくり ② 権利擁護体制の推進 ③ 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活用した福祉のまちづくりの推進	多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組／虐待防止の取組推進 権利擁護の啓発・理解促進／成年後見制度の利用促進／地域連携ネットワーク構築の促進／日常生活自立支援事業の推進／市民後見人の養成／苦情解決制度の実施体制の確保 福祉のまちづくり条例の推進／情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上促進／バリアフリーの推進／心のバリアフリー教育の推進	
	5-2 安全・安心なまちづくりの推進	① 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上 ② 災害に強い環境づくりの推進 ③ 犯罪の起こりにくいまちづくりの推進	自主防災組織等の防災訓練／防災支援ネットワークの体制強化／市町村の避難所運営に係る支援強化／災害派遣福祉チーム（DWA T）等の体制強化／福祉避難所等の機能確保、福祉的配慮の推進、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定 災害時を想定した要配慮者の支援体制／災害ボランティアの受け入れ体制の整備 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進	
	5-3 デジタル技術を活用した環境整備	① デジタル技術の活用推進 ② 情報格差を生まない効果的な情報発信	介護ロボット・ICT導入支援／デジタル技術を活用した取組／地域福祉分野における行政手続のオンライン化等 情報格差を生まない様々な媒体による制度やサービス情報等の情報発信(SNSの活用等)／やさしい日本語の活用など外国人に対する情報支援	
	VI 市町村の自主性・創造性を推進する支援	6-1 市町村地域福祉計画の策定等の支援	① 市町村地域福祉計画の策定等の支援	市町村地域福祉計画の策定等の支援
		6-2 広域的な市町村支援	① 広域的な市町村支援 ② 福祉サービス等に関する情報の収集・提供	市町村職員の研修等の充実／中核地域生活支援センターと連動した市町村向けバックアップ／重層的支援体制整備構築のための支援 【再掲】 県内の福祉サービスに関する情報の収集・提供／先進的な取組の情報収集・提供

第四次千葉県地域福祉支援計画の数値目標（案）について

第四次千葉県地域福祉支援計画では、第三次計画の基本指標である「地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会作りが進められていると感じる県民の割合」を同様に基本指標(柱Ⅰの数値目標で再掲)としつつ、数値目標は、柱ごとに設定することとしたい。

※ 赤枠は、第四次千葉県地域福祉支援計画の数値目標として新規に設定するもの

柱Ⅰ 地域共生社会実現に向けた意識づくり

項目	地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会作りが進められていると感じる県民の割合
	生涯大卒時アンケートで地域活動に参加すると回答した学生数

柱Ⅳ 地域福祉を推進する基盤づくり

項目	自立相談支援機関における自立相談支援員養成研修の受講率
	ひきこもり地域支援センターの相談件数
	福祉施設利用者の一般就労への移行者数
	訪問看護ステーション数
	「定期巡回随時対応型訪問看護」を実践している市町村数
	特別養護老人ホーム整備数
	障害者グループホーム等の定員
在宅患者訪問診療実施診療所数・病院数	

柱Ⅱ 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり

項目	地域子育て支援拠点事業実施箇所
	基本福祉フォーラムの設置市町村数
	小域福祉フォーラムの設置数

柱Ⅴ 誰一人取り残さない、暮らしやすい環境づくり

項目	日常生活自立支援事業利用者数
	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数
	避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画策定済市町村数

柱Ⅲ 多様な福祉の担い手づくり

項目	福祉教育推進校の数
	コミュニティソーシャルワーカー育成研修受講者数
	社会福祉等のボランティア登録数

柱Ⅵ 市町村の自主性・創造性を推進する支援

項目	地域福祉計画策定市町村数
	中核地域生活センターと連動した市町村向けバックアップ数

柱Ⅳ 地域福祉を推進する基盤づくり

項目	対象者横断的な総合相談窓口の設置数
	地域包括支援センターの設置数
	高齢者孤立化防止のためのネットワークを構築している市町村数

<仮称> 理念・理念の（副題）について

<仮称> 理念・理念の（副題）について

理念

<仮称>「未来を照らし 共に生きる
共に創る 地域共生社会」

～地域でその人らしく安心して暮らせる
共に支え合い つながる社会を目指して～

（3次計画の理念）

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

- 理念及び理念の（副題）については、協議会委員の皆様にご提示
させていただき、御意見をいただきながら決定する予定です。

<仮称> 理念について

<仮称> 理念の考え方について

理念

協議会委員の皆様には仮称として提示させていただき、御意見等をいただきながら決定する予定です。

<仮称>「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」

- 「**未来を照らし**」について
 - 千葉県総合計画の基本理念「～千葉の未来を切り開く～「まち」「海・緑」「ひと」がきらめく千葉の実現」を踏まえ、「未来を切り開く」については、地域福祉の視点や福祉施策の方向性を示していく観点から、「未来を照らし」とした。
 - 地域住民、福祉関係者、地域全体で共につながりあって**<生きる希望の光>**を地域福祉により**照らし**、困っている方の道しるべとなる願いを込めて「照らし」とした。
- 「**共に生きる**」について
 - 「地域」「自然」「ひと」の全てが、「共に生きている」という原点・前提に立ち返り、お互いの「違いを認め合う」人権の尊重の視点や少子高齢化、人口減少、災害の激甚化、新たな感染症の脅威の中で、未来に向かって共に生きる視点から理念に加えた。
- 「**共に創る**」について
 - 地域共生社会は、地域住民が主体となり、市町村、地域福祉に関する関係者、県、地域全体で共に創っていく社会を目指していくことから理念に加えた。

<仮称> 理念（副題）について

<仮称> 理念の副題の考え方について

理念の副題

協議会委員の皆様に仮称として提示させていただき、御意見等をいただきながら決定する予定です。

<仮称> ～地域でその人らしく安心して暮らせる
共に支え合い つながる社会を目指して～

（3次計画の理念）

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

- 3次計画の理念を継承するとともに、地域共生社会の考え方を副題として表現した。具体的には以下のとおり。
 - 自助、共助、公助の考えがあるが、どれが高くてどれが低いということではなく、バランスよく、その人らしく生きられ、地域で安心して暮らせること
 - ライフステージや状況によって支え手になるときもあれば、受け手になるときもあること
 - 支援の支え手と受け手という役割が自然に変われる地域を目指して、共に助け合うことができ、つながり合うことが出来る社会をめざすこと（※）

※ その人らしく頑張ることもあるし、人に助けをもらうこともある、公的な支援が必要なときもあるといった、その人の自立に向けて、バランスのとれたつながりあう社会

【参考】第四次千葉県地域福祉支援計画の構成について

計画の構成(案)について

第1章 計画の策定に当たって

計画と持続可能な開発目標(SDGs)との関係について、盛り込む予定です。

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本理念と目指す姿

第4章 推進体制

第三次計画の「地域福祉の推進イメージ、各圏域の主な役割」の考え方は、引き続き、継承します。

第5章 理念と目指す姿の実現に向けた施策

第6章 進行管理

【参考】SDGsとの関係について

SDGsとの関係について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために取り組むべき国際目標です。

だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットで構成されています。

この考え方は、県が目指すべき方向性と同じであり、千葉県総合計画においてもSDGsの達成を目指しているところです。



※ 17の目標のうち、本計画に関係する一部のロゴ